

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例

平成28年2月17日

条例第1号

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、広域連合長の附属機関として、鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、5名以内の委員で組織する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。

2 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査会の委員は、再任されることができる。

4 審査会の委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 広域連合長は、審査会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 審査会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(専門委員)

第4条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、広域連合長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 前条第5項の規定は、専門委員について準用する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。